

社会福祉法人 北九州市戸畠民生事業協会 一般事業主行動計画

次世代育成支援対策推進法及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づき、職員全員が働きやすい環境を作ることにより、全ての職員がその能力を十分に発揮できるよう行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和7年4月1日～令和10年3月31日までの 3年間

2. 内容

目標1：男女ともに仕事と育児・介護を両立するための支援制度の周知及び利用促進を図る。

＜対策＞

- 施設長会議等を通じて支援制度等を周知する。
- 対象職員への支援制度の個別周知・意向確認を徹底する。

目標2：ワーク・ライフ・バランスを実現するため、時間外労働を削減し、有給休暇の取得を促進する。

＜対策＞

- 業務改善などによる時間外労働の削減や、職場の円滑なコミュニケーションのもと有給休暇を取得しやすい環境を整備する。

目標3：若年者に対するインターンシップなどの就業体験機会を提供する。

＜対策＞

- 施設長会議等を通じて、インターンシップや教育実習などによる若年者の受け入れを促す。

目標4：長時間労働を是正する。

＜対策＞

- チーム内の業務状況の情報共有や業務の優先順位付け、業務分担の見直し等を徹底する。